

集 会 決 議

厚生労働省9.9通達(多店舗展開店舗の管理監督者に関する通達)の即時撤回を！
「名ばかり管理職」の横行を許さず、労働時間規制の緩和・撤廃を阻止しよう！

これまで私たちは、マクドナルドをはじめ「名ばかり管理職」の長時間労働・不払残業の是正・一掃をめざして、職場での闘いとともに、労働行政に対して企業の違法行為に厳しく対応するよう求めてきた。

「名ばかり管理職」が社会問題化する中、9月9日、厚生労働省は、「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」の通達を全国の都道府県労働局長あてに出した。そこでは、「店長等の管理監督者性の判断に当たつての特徴的な要素を具体的に整理した」として、「管理監督者性を否定する重要な要素」として、アルバイト・パート等の採用について責任と権限がない(人選のみを行う場合を含むとしている)。アルバイト・パート等の解雇について職務内容に含まれず、実質的に関与せず。部下の人事考課について職務内容に含まれず、実質的に関与せず。

勤務割表の作成、所定時間外労働の命令について責任と権限がない。時間単価換算した場合にアルバイト・パート等の賃金額に満たない。時間単価換算した場合に最低賃金に満たない - などをあげている。

管理監督者の要件は、経営と一体的な地位にあること、出退勤(時間管理)の自由、地位にふさわしい処遇 - であり、これは従来の通達や判例で明確である。9.9通達は、昭和22年以来の解釈を踏まえ「他の要素を含め総合的に判断する」としながらも、アルバイトの採用権や最低賃金などといったものを「重要な要素」としており、従来の法的要件を押し下げ、「名ばかり管理職」の更なる横行と、長時間労働・不払残業を助長させるものであることは明らかである。多店舗展開店舗等の店長などの実質的なエグゼンプション(労働時間規制の撤廃)適用に向けて大きく道を開くものであると言わざるを得ない。

私たちは厚生労働省に対して、9.9通達の即時撤回と、これまでの判例、行政解釈に則った指針・通達をあらためて作成することを強く要求する。

「名ばかり管理職」の横行と、「働きすぎ」を拡大する労働時間規制の緩和・撤廃を許さず、人間らしく働ける「尊厳ある労働」を求めて闘おう！

2008年9月28日

第20回コミュニティ・ユニオン全国交流集会 in ちば